

## 豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドラインQ & A（第2集）

平成18年10月6日

### （総論）

- 問 1：原料原産地表示とはどのようなものですか。
- 問 2：ガイドラインを策定した理由を教えてください。
- 問 3：ガイドラインは、将来の義務化に向けたものですか。
- 問 4：ガイドラインは、どのように活用されるのですか。普及・啓発の方法について教えてください。
- 問 5：原料大豆の原産地表示についてのみガイドラインを策定したのはなぜですか。大豆以外の豆腐・納豆の原材料の原産地表示はどうなるのですか。
- 問 6：ガイドラインには、罰則がありますか。
- 問 7：ガイドラインには強制力がないと聞きましたが、表示をしなくても問題はないのですか。
- 問 8：ガイドラインの対象となる事業者の範囲について教えてください。
- 問 9：ガイドラインはいつから実施になりますか。猶予期間は設けないのですか。
- 問 10：平成19年産から実施される品目横断的経営安定対策との関連について教えてください。

### （各論）

- 問 11：ガイドラインの対象品目として、豆腐は「もめん豆腐」、「きぬごし豆腐」及び「充填豆腐」に限定しているのはなぜですか。
- 問 12：「油揚げ」、「がんもどき」、「焼き豆腐」等の豆腐を加工した品目は対象となりますか。
- 問 13：「容器に入れ、又は包装されたもの」とは、具体的にはどのような形態のものですか。

- 問 1 4 : ガイドラインは、加工食品品質表示基準（平成 1 2 年 3 月 3 1 日農林水産省告示第 5 1 3 号）の規定の適用を受けますか。
- 問 1 5 : 表示する原料原産地の名称として、記載が可能とされている「都道府県名その他一般に知られている地名」とは具体的にどのような地名ですか。
- 問 1 6 : 外国産の原産地表示は、アメリカを米国、オーストラリアを豪州と記載することができますか。
- 問 1 7 : 複数の原産国の大豆を使用する場合において、原料原産地表示を行う際の注意事項を教えてください。
- 問 1 8 : 産地がわかっている大豆と産地がわからない大豆を混合して使用する場合、産地がわかっている大豆についてのみ原料原産地名を記載できますか。
- 問 1 9 : 一括表示部分以外に別途原料原産地名を記載する場合の注意事項を教えてください。
- 問 2 0 : 原産国の異なる大豆の重量割合の多い順が頻繁に変動する場合又は原産国の異なる大豆を頻繁に切り替えて使用する場合には、「アメリカまたはカナダ」といった「または」を使用した記載方法を認めるのはなぜですか。
- 問 2 1 : 「または」を使用した記載方法が認められていますが、北米地域、南米地域以外の同一農業地域内で生産される場合も記載は可能ですか。
- 問 2 2 : 原産国の異なる大豆の重量割合の多い順が頻繁に変動する場合又は原産国の異なる大豆を頻繁に切り替えて使用する場合に該当する「頻繁」とはどのような状況を指すのですか。
- 問 2 3 : 原産国の異なる大豆の重量割合の多い順が頻繁に変動する場合又は原産国の異なる大豆を頻繁に切り替えて使用する場合の具体的な表示例について教えてください。
- 問 2 4 : アメリカ産、カナダ産と中国産の大豆を混合している場合の表示方法について教えてください。また、アメリカ産、カナダ産又は中国産の大豆を切り替えて使用する場合の表示方法も教えてください。
- 問 2 5 : 原料原産地を補完する表示について、ガイドラインで規定を設けた理由を教えてください。
- 問 2 6 : 大豆の品種名を強調して表示することはできますか。

問 27 : ガイドラインに基づいて表示をしている場合に、「農林水産省ガイドラインによる表示」であることを記載することができるようですが、注意事項を教えてください。

問 28 : 豆腐・納豆の製造業者においては、原料の切り替え時に発生する原産国の異なる原料の混入防止のために必要な対応をしなければならないとありますが、「必要な対応」の内容について教えてください。

問 29 : 黒大豆及び青大豆について、「原材料名」への記載方法の規定を設けた理由を教えてください。

問 30 : 黒大豆及び青大豆の表示ができる大豆はどのようなものですか。

(問1) 原料原産地表示とはどのようなものですか。

(答)

原料原産地表示とは、豆腐・納豆のような加工食品の原料である一次産品（農畜水産物）の原産地に関する表示のことです。

(問2) ガイドラインを策定した理由を教えてください。

(答)

- 1 平成16年3月24日に開催された「食品の表示に関する共同会議」において、豆腐・納豆については、原料原産地表示の選定の要件である、加工の程度が比較的低い、言い換えれば、生鮮食品に近い加工食品であることには該当しないが、身近な食品であり義務表示が必要との意見があった一方、原料の混合・切り替えが頻繁に起こること、中小零細企業が多くその都度包装を変更することは困難なこと等から、義務表示は難しいとする意見があったことから、直ちに義務化せず、ガイドライン又は公正競争規約などにより表示の普及に努めるとともに、実行可能な表示方法を実証的に検討した後、表示の実施状況を踏まえ、義務表示に移行するか否かについて共同会議において検討するとされたところです。
- 2、これを受けて、消費者の要望を踏まえつつ、豆腐・納豆の製造業者等の自主的な取組を促すために、ガイドラインを策定しました。

(問3) ガイドラインは、将来の義務化に向けたものですか。

(答)

- 1 加工食品品質表示基準の附則（平成16年9月14日農林水産省告示第1705号）においては、原料原産地名の表示を義務付ける品目について、「製造及び流通の実態、消費者の関心、国際的な規格の検討の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする」とされています。
- 2 現時点で、豆腐・納豆の原料原産地表示を義務化することは予定していませんが、今後、ガイドラインの普及状況等も見ながら「食品の表示に関する共同会議」において品目横断的な原料原産地表示の見直しの検討課題の1つとして議論していくことを考えております。

(問4) ガイドラインは、どのように活用されるのですか。普及・啓発の方法について教えて下さい。

(答)

- 1 ガイドラインによる原料大豆の原産地表示は、消費者の商品の選択に資するものであり、消費者の商品への信頼を確保する上で重要なものと考えます。
- 2 このため、豆腐・納豆の製造業者等に対し、ガイドラインの普及・啓発を行い、ガイドラインによる原料大豆の原産地表示の積極的な取組を促進していきます。
- 3 ガイドラインの普及・啓発を図るため、
  - ① 行政（農林水産省）は、メディアを活用した情報提供、パンフレット等の作成・配布、地域ブロックごとの説明会の開催 等
  - ② 豆腐・納豆製造業者及び生産者・流通・消費者団体は、会報の活用、会議を通じた周知徹底 等により、それぞれが主体的に、また、必要に応じて連携して取り組みます。

(問5) 原料大豆の原産地表示についてのみガイドラインを策定したのはなぜですか。大豆以外の豆腐・納豆の原材料の原産地表示はどのようなのですか。

(答)

- 1 豆腐の原材料には、大豆以外に、凝固剤と消泡剤があります。

凝固剤：

硫酸カルシウム、塩化マグネシウム、グルコノデルタラクトン、塩化カルシウム、硫酸マグネシウム、粗製海水塩化マグネシウム（塩化マグネシウム含有物）の合計6種類を使います。「にがり」とは、塩化マグネシウムが主成分で、海水から食塩を取った残りのものをいいます。これらの添加物を使用した場合、原則物質名の表示が義務付けられていますが、「豆腐用凝固剤」又は「凝固剤」などの、一括名の表示をもって、物質名の表示に代えることができます。なお、豆腐に塩化マグネシウム及び粗製海水塩化マグネシウムを使用した場合に限り、物質名を表示する場合に「にがり」の文字を付記することが特例として認められています。

消泡剤：

大豆から豆乳を作る過程において、激しく泡が出て、きれいな組織の食感の良い豆腐が作りにくくなることがあります。その場合に使用します。

なお、加工中に消滅又は最終食品に残っていても微量、かつ、その成

分による影響を最終食品に及ぼさないものは、「加工助剤」として扱われ、表示を省略することがあります。

2 また、納豆の原材料には、納豆菌があります。

納豆菌：  
蒸煮した大豆のタンパク質や炭水化物を分解して、アミノ酸や独特の香りや糸等をつくり納豆にします。

3 しかしながら、大豆以外のこれらの原材料は、「主な原材料」ではなく、その品質の差異が豆腐・納豆としての品質に必ず大きく反映されるものではないこと、また、これらの原産地表示に対する消費者ニーズも高くないこと等から今回のガイドラインの対象にはしませんでした。

(問6) ガイドラインには、罰則がありますか。

(答)

- 1 ガイドラインによる原料原産地表示は、豆腐・納豆製造業者等が可能な限り自主的に表示を行うものであることから、原産地を表示をしなくても罰則の適用の対象とはなりません。
- 2 しかしながら、原料原産地表示を行った場合に、事実と異なる記載を行うなど加工食品品質表示基準の第6条の規定に基づく表示禁止事項などに該当した場合には、JAS法違反となり、指示・公表等の適用の対象となります(指示・公表に従わない場合には命令・公表となり、命令に従わない場合には、自然人は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金となります。)
- 3 また、景品表示法に定める不当表示の優良誤認に該当した場合には、同法違反となり、排除命令の対象となります(排除命令が確定した後に当該命令に従わない場合には、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金となります。)

法律名	JAS法	景品表示法
罰則の対象者	指示を遵守すべき旨の命令に違反した場合	排除命令が確定した後、その事業者が命令に従わない場合
罰則	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人の場合1億円以下)	2年以下の懲役又は300万円以下の罰金
公表	原則として公表	全て公表

(問7) ガイドラインには強制力がないと聞きましたが、表示をしなくても問題はないですか。

(答)

- 1 ガイドラインは、豆腐・納豆の製造業者等が自主的に原料大豆の原産地表示に取り組むための指針ですので、原産地表示を行わないからといって行政処分等を受けることはありません。
- 2 しかしながら、豆腐・納豆の製造業者等におかれては、このガイドラインに基づく原料大豆の原産地表示を新たな負担と受け止めるのではなく、付加価値を訴えるものと位置づけ、消費者の商品選択に資するものとして、積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

(問8) ガイドラインの対象となる事業者の範囲について教えてください。

(答)

ガイドラインは事業規模の大小に関わりなく全ての豆腐・納豆の製造業者等を対象としています。

(問9) ガイドラインはいつから実施になりますか。猶予期間は設けないのですか。

(答)

- 1 「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン」は平成18年6月27日に策定され、同日付けで地方行政機関及び関係団体へ通知されました。
- 2 このガイドラインは法的に豆腐・納豆の製造業者等に表示義務を課すものではなく、あくまでも、自主的な原料大豆の原産地表示に取り組むための指針であるため、特に施行日や猶予期間を設けることはしていません。

(問10) 平成19年産から実施される品目横断的経営安定対策との関連について教えてください。

(答)

- 1 豆腐・納豆の原料である大豆は、平成19年産から実施される品目横断的経営安定対策の対象品目の一つとされており、大豆交付金の廃止に伴い、国産大豆の生産・流

通及び実需者の原料調達構造が大きく変化するものと考えられます。

- 2 特に、品目横断的経営安定対策の一環として、大豆の入札取引については、全国団体による一元的な上場から地域段階による上場も実施することを可能としています。
- 3 これに関連し、実需者である豆腐・納豆の製造業者等の原料調達ルートが多様化するとともに、従来以上に特色のある商品が製造・販売されることが予想されるため、消費者がそのニーズにあった豆腐・納豆を選択できるように原料原産地表示の促進が必要となります。
- 4 このため、今回、消費者の適切な商品選択に資する観点から豆腐・納豆の原料大豆原産地表示のガイドラインを策定しました。
- 5 なお、平成19年産からは、施策の対象を意欲と能力のある担い手に限定することとしています。このガイドラインによる豆腐・納豆の製造業者等の原料原産地表示の取組を通じて、担い手育成に当たっての戦略的作物である国産大豆の生産が促進され、担い手育成に寄与することを期待しています。

(問11) ガイドラインの対象品目として、豆腐は「もめん豆腐」、「きぬごし豆腐」及び「充填豆腐」に限定しているのはなぜですか。

(答)

- 1 豆腐の品目別売上構成を見ると、「もめん豆腐」が約4割5分、「きぬごし豆腐」が約3割、「充填豆腐」が約2割を占め、この3種類だけで豆腐の約9割5分を占めています。残りは、「寄せ（おぼろ）豆腐」です。
- 2 このため、生産量が多く、豆腐の製造業者等が取り組みやすい品目から取り組めるように限定しました。なお、「もめん豆腐」、「きぬごし豆腐」及び「充填豆腐」以外の豆腐についてもガイドラインにおいて、原産地表示の取組を進めることが望ましい旨を明記しています。

(問12) 「油揚げ」、「がんもどき」、「焼き豆腐」等の豆腐を加工した品目は対象となりますか。

(答)

本ガイドラインは、豆腐・納豆を対象としたもので、豆腐・納豆を加工した品目はガイドラインの対象品目ではありませんが、豆腐・納豆を加工した品目についても、原料大豆の原産地表示を行うことによって消費者の商品選択に資することになります。



ので、加工食品品質表示基準にのっとして、積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

(問13)「容器に入れ、又は包装されたもの」とは、具体的にはどのような形態のものですか。

(答)

- 1 豆腐・納豆を容器に入れ、又は包装されたもので、販売する時に、そのままの状態  
で客に渡せるものをいいます。  
したがって、町の豆腐屋等で製造される豆腐で、客に渡す際に、その場でボール等  
に入れるものやビニールで包装するものは含まれません。
- 2 なお、対象を「容器に入れ、又は包装されたもの」に限定した理由は、ガイドライ  
ンに定める原料原産地表示の方法が容器又は包装に記載する方法を採ることによるも  
のです。

(参考)

加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）

（適用の範囲）

第1条

この基準は、加工食品（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）に適用する。

(問14) ガイドラインは、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水  
産省告示第513号）の規定の適用を受けますか。

(答)

- 1 加工食品品質表示基準では、表示すべき事項として、6事項（名称、原材料名、内  
容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名又は名称及び住所）を定めているほか、  
平成18年10月から生鮮食品に近い20食品群については、原料原産地名の表示が  
義務化されます。
- 2 この基準では、義務化されない食品（対象加工食品以外の加工食品）についても、  
この基準の規定により一括表示部分等に、原料原産地名を記載することができることと  
されています。
- 3 したがって、原料大豆の原産地表示も、一括表示部分等に記載をする場合には、原  
則として加工食品品質表示基準の適用を受けるため、この基準の規定に基づいて実施  
するものです。

このことは、ガイドラインにおいても、原料原産地表示に関する基本的考え方として記載しています。

(参考)

加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）

（表示の方法）

第4条（略）

（1）～（7）（略）

（8）原料原産地名

対象加工食品にあつては、主な原材料（原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品（生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）で、かつ、当該割合が50%以上であるものをいう。以下同じ。）の原産地を、次に定めるところにより事実即して記載すること。

ア 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができる。

（ア）農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名

（イ）・（ウ）（略）

イ（略）

ウ 主な原材料の原産地が2以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

エ 主な原材料の原産地が3以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができる。

オ 主な原材料の性質等により特別の事情がある場合には、おおむね特定された原産地をアからエまでの規定により記載することができる。この場合には、その旨が認識できるよう、必要な表示をすること。

2（1）～（7）（略）

（8）原料原産地名については、主な原材料名に対応させて記載することとし、必要に応じ、主な原材料名の次に括弧を付して記載することができる。

（9）原料原産地名を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第1号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

3 対象加工食品にあつては主な原材料以外の原産地を、対象加工食品以外の加工食品にあつては原材料の原産地を第1項第8号アからオまでの規定により記載することができる。この場合において、これらの規定中「主な原材料」とあるのは、「原材料」と読み替えるものとする。

4（略）

（問15）表示する原料原産地の名称として、記載が可能とされている「都道府県名その他一般に知られている地名」とは具体的にどのような地名ですか。

（答）

- 1 国産の大豆を使用している場合にあっては「国産」又は「日本」のいずれかが原則であるため、「国産」又は「日本」よりも狭く限定された地方・地域であれば表示が可能です。
- 2 具体的には、都道府県名のほか、地方名（「九州」、「関東」）、地域名（「丹波」、「十勝」）、市町村名も含まれます。
- 3 なお、市町村名については、全国には同一の市町村名があること、また、広く一般に知られていない市町村もあることから、これらの市町村名については認知度を考慮し、「A県B町」のように都道府県名を付して記載することが適当です。

（問16）外国産の原産地表示は、アメリカを米国、オーストラリアを豪州と記載することができますか。

（答）

一般的に認識されている国名として、米国や豪州と記載しても差し支えありません。ただし、USAやAUSの表示はできません。また、カナダを加国と書くことは、適当ではありません。

（問17）複数の原産国の大豆を使用する場合において、原料原産地表示を行う際の注意事項を教えてください。

（答）

- 1 原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載して下さい。
- 2 都道府県名は1カ国に数えません。また、国産表示に変えて都道府県名を記載する場合も重量の多いものから順に記載して下さい。

（問18）産地がわかっている大豆と産地がわからない大豆を混合して使用する場合、産地がわかっている大豆についてのみ原料原産地名を記載できますか。

（答）

- 1 輸入された大豆は、輸入時に通関していること等から考えても、原産地がわからない大豆が流通することはないと考えています。
- 2 産地がわかっている大豆のみ原産地名を表示することは加工食品品質表示基準では、

特色のある原材料として使用割合（使用割合が100%の場合は省略が可能）を表示すれば可能ですが、このガイドラインでは消費者の誤認を排除し、表示への信頼性を確保する観点から、当該原材料の割合が100%の場合に限ることとし、あわせて、「100%」の表示を当該表示の近接した箇所等に行うこととしました。

- 3 よって、産地がわからない大豆を含んだ商品については、本ガイドラインにそった原料原産地表示をすることはできません。

（問19）一括表示部分以外に別途原料原産地名を記載する場合の注意事項を教えてください。

（答）

原料原産地名を一括表示部分に表示することが困難な場合は、一括表示部分に消費者がすぐにその記載箇所を見つけられるよう、「商品名下部に記載」や「枠外上部に記載」のように記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができます。その場合、別途記載箇所にも「原料原産地名」の事項名も記載することが基本となります。

（問20）原産国の異なる大豆の重量割合の多い順が頻繁に変動する場合又は原産国の異なる大豆を頻繁に切り替えて使用する場合には、「アメリカまたはカナダ」といった「または」を使用した記載方法を認めるのはなぜですか。

（答）

- 1 原料原産地表示は、
- ① 複数原産国の大豆を混合している場合は、重量割合の多い順に原産国を表示すること
  - ② 原産国の異なる大豆を切り替えている場合は、実際に使用している大豆の原産国を表示することが原則となっています。
- 2 豆腐・納豆の製造業者は、原産国の異なる大豆を混合したり、切り替えて使用場合がありますが、重量割合の多い順が頻繁に変動する場合又は頻繁に切り替える場合は、この原則通りの表示を行うとなると表示をシール添付等に対応するほかは、その都度、商品パッケージを変更する必要が生じる事態となります。
- 3 このことは、平成16年3月24日開催の「食品の表示に関する共同会議」において、豆腐・納豆の原料原産地表示を義務化しない理由として挙げられた事由であり、今回のガイドラインの検討に当たっても、十分に考慮すべき事項とされました。

- 4 これを踏まえ、大豆が同一農業地域内で生産される場合に限定して、かつ表示の考え方及び詳細について回答できる旨を注釈として記載することを条件に、特例的な取扱いとしてこのような記載方法を認めています。
- 5 このため、「カナダまたはアメリカ」と「または」表示を活用する場合には、例えば「表示してある原産国の大豆を適宜混合して使用しています。詳細は弊社お客様窓口（電話番号〇〇〇〇）にお尋ねください。」等連絡先と説明書きを付した上で記載して下さい。

（問 2 1）「または」を使用した記載方法が認められていますが、北米地域、南米地域以外の同一農業地域内で生産される場合も記載は可能ですか。

（答）

- 1 このガイドラインでは、複数原産国の大豆を混合しており、原材料に占める重量の割合の多いものの順が頻繁に変動したり、原産国の異なる大豆が頻繁に切り替わる場合にあって、大豆の品質面等で大きな違いが見られないとの観点から、現在の大豆の作付状況、輸入状況を踏まえて、アメリカ、カナダの北米地域、ブラジル、アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ等の南米地域内で生産される場合に限り、「または」を使用した記載ができるとしました。
- 2 よって、北米地域、南米地域以外の地域における生産の場合には、この記載は認められません。

（問 2 2）原産国の異なる大豆の重量割合の多い順が頻繁に変動する場合又は原産国の異なる大豆を頻繁に切り替えて使用する場合に該当する「頻繁」とはどのような状況を指すのですか。

（答）

この「頻繁」とは、豆腐・納豆の製造業者による原料大豆の年間使用計画で、例えばアメリカ産及びカナダ産の北米産の大豆を使用する予定になっており、アメリカ、カナダからの調達状況に応じて、一年を通じて適宜、混合しており、重量割合の多い順に特定することが難しい場合又は切り替えて使用し、実際に使用している大豆の原産地を特定することが困難な場合を指しています。

また、ブラジル産及びアルゼンチン産等の南米産についても、上記と同様の場合が該当します。

(問23) 原産国の異なる大豆の重量割合の多い順が頻繁に変動する場合又は原産国の異なる大豆を頻繁に切り替えて使用する場合の具体的な表示例について教えてください。

(答)

1 「品質表示基準に基づく具体的な表示例」としては、一括表示部分の「原材料名」の「大豆」に括弧書きで表記するとともに、一括表示部分の下部に、その表示の考え方及び詳細に回答できる旨を注釈として記載する例を示しました。

① 一括表示部分に記載する場合  
(北米地域の場合)

名 称	豆腐
原材料名	大豆(アメリカまたはカナダ)(遺伝子組換えでない)、凝固剤(塩化マグネシウム)「にがり」
内容量	350グラム
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇豆腐(株)〇〇市〇〇町1-1

注) 原料大豆の原産国は、当社における〇年度の取扱い実績の多い順に表示しています。  
詳細は弊社お客様窓口(電話番号〇〇〇〇)にお尋ねください。

② 一括表示部分に記載する場合  
(南米地域の場合)

名 所	納豆
原材料名	大豆(ブラジルまたはアルゼンチンまたはボリビア)(遺伝子組換えでない)、納豆菌
内容量	50グラム
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇納豆(株)〇〇市〇〇町1-1

注) 表示してある原産国の大豆を適宜混合して使用しています。詳細は弊社お客様窓口(電話番号〇〇〇〇)にお尋ねください。

この表示例は、品質表示基準に規定する「主な原材料の性質等により特別の事情がある場合」(第4条第1項第8号オ)に基づき示しています。

2 また、「品質表示基準の考え方を踏まえた具体的な表示例」として、一括表示部分には、「商品名下部に記載」等も含め、何も記載せずに、一括表示部分に近接した箇所に原産国名を表記するとともに、その表示の考え方及び詳細について回答できる旨を注釈として記載する例を示しています。

(次頁へ続く)

① 一括表示部分以外の近接した箇所に北米産である旨を記載する場合

名 称	納豆
原材料名	大豆（遺伝子組換えでない）、納豆菌
内容量	50グラム
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇納豆（株）〇〇市〇〇町1-1

+

原料大豆は、北米産（アメリカまたはカナダ）を使用しています
-------------------------------

注）原料大豆の原産国は、当社における〇年度の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細はお客様窓口（電話〇〇〇〇）にお尋ねください。

② 一括表示部分以外の近接した箇所に南米産である旨を記載する場合

名 称	豆腐
原材料名	大豆（遺伝子組換えでない）、凝固剤（（塩化マグネシウム）「にがり」）
内容量	350グラム
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇豆腐（株）〇〇市〇〇町1-1

+

原料大豆は、南米産（ブラジルまたはアルゼンチンまたはボリビア）を使用しています
---

注）表示してあります原産国の大豆を適宜切り替えて使用しています。詳細は弊社お客様窓口（電話〇〇〇〇）にお尋ねください。

（参考）

加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）

（表示の方法）

第4条（略）

（1）～（7）（略）

（8）原料原産地名

対象加工食品にあつては、主な原材料（原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品（生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）で、かつ、当該割合が50%以上であるものをいう。以下同じ。）の原産地を、次に定めるところにより事実即して記載すること。

ア 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができる。

（ア）農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名

（イ）・（ウ）（略）

イ（略）

ウ 主な原材料の原産地が2以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

エ 主な原材料の原産地が3以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができる。

オ 主な原材料の性質等により特別の事情がある場合には、おおむね特定された原産地をアからエまでの規定により記載することができる。この場合には、その旨が認識できるよう、必要な表示をすること。

2（1）～（7）（略）

- (8) 原料原産地名については、主な原材料名に対応させて記載することとし、必要に応じ、主な原材料名の次に括弧を付して記載することができる。
- (9) 原料原産地名を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第1号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

(問24) アメリカ産、カナダ産と中国産の大豆を混合している場合の表示方法について教えて下さい。また、アメリカ産、カナダ産又は中国産の大豆を切り替えて使用する場合の表示方法も教えて下さい。

(答)

1 アメリカ産、カナダ産と中国産の大豆を混合している場合の表示方法は、以下のとおりです。

(1) 重量割合の多い順が変動しない場合は、重量割合の多い順に、一括表示部分等に「アメリカ、カナダ、中国」等と記載して下さい。

名 称 豆腐  
 原材料名 大豆(アメリカ、カナダ、中国)  
 (遺伝子組換えでない)、凝固剤((塩化マグネシウム)「にがり」)  
 内容量 350グラム  
 賞味期限 平成××年××月××日  
 保存方法 10℃以下で保存してください。  
 製造者 ○○豆腐(株)○○市○○町1-1

(2) 重量割合の多い順が頻繁に変動する場合には、実際の使用状況に合わせて、重量割合の多い順に記載して下さい。なお、その場合には変動の都度、印字、シール添付等を活用して表示に取り組んで下さい。ただし、シール添付の場合は、剥がれないようにして下さい。

名 称 豆腐  
 原材料名 大豆(遺伝子組換えでない)、凝固剤((塩化マグネシウム)「にがり」)  
 原料原産地名 商品名下部に記載  
 内容量 350グラム  
 賞味期限 平成××年××月××日  
 保存方法 10℃以下で保存してください。  
 製造者 ○○豆腐(株)○○市○○町1-1

+

商品名下部に記載(印字、シール添付でも可)

原料大豆の原産地名  
 アメリカ、カナダ、中国



2 アメリカ産、カナダ産又は中国産のいずれか1産地の大豆を切り替えて使用する場合は、以下のとおりです。

(1) 実際の使用状況に合わせて、一括表示部分等に「アメリカ」、「カナダ」又は「中国」と記載して下さい。

名 称	納豆
原材料名	大豆(遺伝子組換えでない)、納豆菌
原料原産地名	アメリカ
内容量	50グラム
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇納豆(株)〇〇市〇〇町1-1

(2) 切り替えて使用する場合にも、実際の使用状況に合わせて、一括表示部分等に「アメリカ」、「カナダ」又は「中国」と記載して下さい。なお、切り替えの都度、印字、シール添付等を活用して表示に取り組むことが必要です

名 称	豆腐
原材料名	大豆(遺伝子組換えでない)、凝固剤((塩化マグネシウム)「にがり」)
原料原産地名	商品名下部に記載
内容量	350グラム
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇豆腐(株)〇〇市〇〇町1-1

+

商品名下部に記載(印字、シール添付でも可)

原料大豆の原産地名	アメリカ
-----------	------

3 大豆の原産地の重量割合の多い順が頻繁に変動したり、頻繁に切り替えて使用する場合は、大豆が同一農業地域内(北米又は南米)で生産される場合に限り、「アメリカまたはカナダ」等の表示を認めています。今回の場合、中国は同一農業地域ではなく、大豆の品質面等で大きな違いが見られることから、「アメリカまたはカナダまたは中国」の表示は認められないことに注意が必要です。

×

名 称	豆腐
原材料名	大豆(アメリカまたはカナダまたは中国)(遺伝子組換えでない)、凝固剤((塩化マグネシウム)「にがり」)
内容量	350グラム
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇豆腐(株)〇〇市〇〇町1-1



名 称 豆腐  
原材料名 大豆（遺伝子組換えでない）、凝  
固剤（塩化マグネシウム「にがり」）  
内容量 350グラム  
賞味期限 平成××年××月××日  
保存方法 10℃以下で保存してください。  
製造者 ○○豆腐（株）○○市○○町1-1

+

原料大豆は、北米産（アメリカまたはカナダ）または中国産を使用しています。

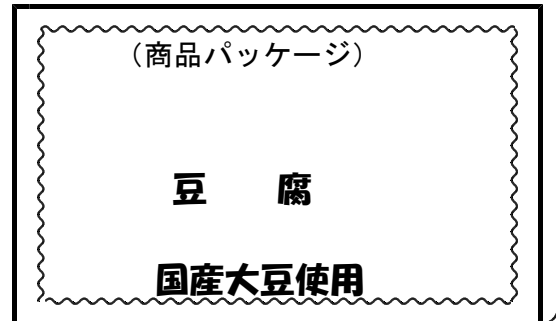
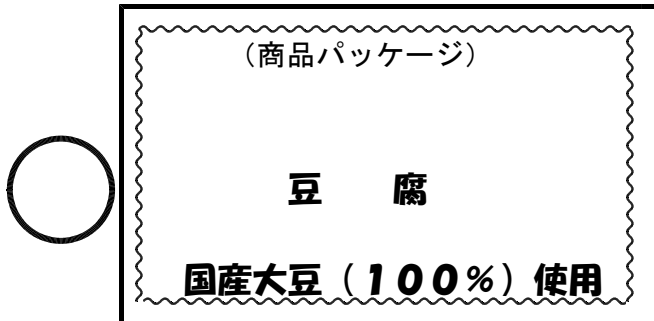
（問25）原料原産地表示を補完する表示について、ガイドラインで規定を設けた理由を教えてください。

（答）

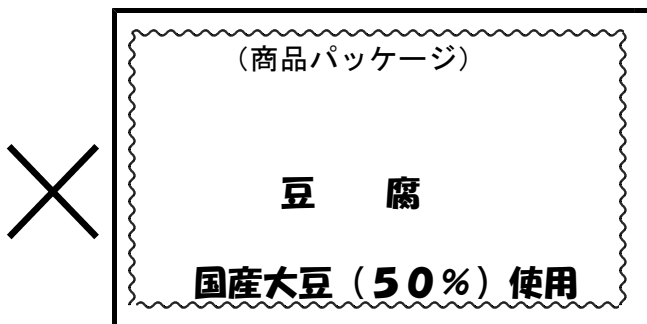
- 1 加工食品品質表示基準の規定では、特定の原産地等の原材料を一括表示部分以外に強調して表示する場合、その原材料を100%使用しない場合は、同一の種類の原材料に占める重量の割合を記載すれば、例えば「国産大豆（50%）使用」との強調した表示が可能です。
- 2 しかしながら、豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関する検討会において、強調した表示によって消費者に誤認を与えるケースがあるのではないかと指摘があったことや、多くの豆腐・納豆製造業者では、従来より国産大豆を100%使用した商品にのみ「国産大豆使用」と表示する取組を進めてきていることから、消費者の誤認を排除し、表示への信頼性を確保する観点から、加工食品品質表示基準の規定に関わらず、ガイドラインにおいては、
  - ① 国産大豆を使用している旨の表示は、原料大豆に国産大豆のみを使用する場合
  - ② ○○県産大豆を使用している旨の表示は、原料大豆に○○県産大豆のみを使用する場合
  - ③ 契約栽培大豆を使用している旨の表示は、原料大豆に豆腐・納豆の製造業者と農業者・農業協同組合等の間で栽培方法、品種、購入量、作付面積等を取り決めた契約により栽培した大豆のみを使用する場合に、それぞれ限ることとし、あわせて①～③の表示をするに当たっては、「100%」の表示を当該表示の近接した箇所等に行うこととしました。
- 3 豆腐・納豆製造業者等は、加工食品品質表示基準の規定に反しない限りは罰則の適用はありませんが、ガイドラインに規定する強調表示ルールにのっとり積極的な取組を期待します。

- ① 国産大豆のみを使用する場合に、「国産大豆使用」と表示する場合  
ガイドラインの規定に基づき、  
次のように表示することが適切

(参考)加工食品品質表示基準の規定では次の  
ような表示も可能であるが、本ガイドラ  
インでは行わないこととしている。



- ② 国産大豆50%、アメリカ産大豆50%を  
使用する場合は、次のような表示が可能で  
あるが、本ガイドラインでは行わないことと  
している。



(参考)

加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）

（特色ある原材料等の表示）

第5条 特定の原産地のもの、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、第4条第1項第8号及び第3項の規定により表示する場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載すること。ただし、その割合が100%である場合にあっては、割合の表示を省略することができる。

(1) 特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合

(2) 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合（この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を記載すること。）

2 (略)

(問26) 大豆の品種名を強調して表示することはできますか。

(答)

- 1 特定の品種を使用して豆腐・納豆を製造し、当該品種名を強調して表示する場合は、加工食品品質表示基準第5条の規定に基づき、強調表示に近接した箇所に原材料に占める割合（パーセント）の表示が必要です。
- 2 また、その原材料の使用割合が100%である場合には、割合の表示を省略することが可能です。
- 3 なお、ガイドラインでは、品種名を強調して表示する事項に関する規定は、設けておりません。

(参考)

加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）

（特色ある原材料等の表示）

第5条 特定の原産地のもの、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、第4条第1項第8号及び第3項の規定により表示する場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載すること。ただし、その割合が100%である場合にあっては、割合の表示を省略することができる。

- (1) 特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合
  - (2) 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合（この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を記載すること。）
- 2 (略)

(問27) ガイドラインに基づいて表示をしている場合に、「農林水産省ガイドラインに基づく表示」であることを記載することができるようですが、注意事項を教えてください。

(答)

- 1 ガイドラインでは、豆腐・納豆の製造業者等がガイドラインに基づいて表示をした場合に、そのことを消費者に効果的にPRすることができるよう、「農林水産省ガイドラインによる表示」である旨を記載することができることを明記しています。
- 2 ただし、ガイドラインには、
  - ① 一括表示部分等に記載する原料原産地表示

② 原料原産地表示を補完する表示

の両内容が含まれていますので、「農林水産省ガイドラインによる表示」である旨の記載に当たっては、これらについて全てガイドラインに基づいた表示が行われていることが前提となります。一部でもガイドラインにのっとっていない表示を行っている場合には記載することができないことに注意が必要です。

(問28) 豆腐・納豆の製造業者においては、原料の切り替え時に発生する原産国の異なる原料の混入防止のために必要な対応をしなければならないとありますが、「必要な対応」の内容について教えてください。

(答)

一つの製造ラインで、日々時間帯を区切って、異なる原産国の原料大豆を使用して商品が製造されている場合には、原料の切り替え時に、製造ラインの空運転をしながら洗浄等を行うことが考えられます。

(問29) 黒大豆及び青大豆について、「原材料名」への記載方法の規定を設けた理由を教えてください。

(答)

近年、豆腐・納豆の原料として通常の大豆以外に黒大豆及び青大豆の使用が目立つようになってきていることから、消費者への適切な情報提供を進める観点から、記載方法を明記しました。

(問30) 黒大豆及び青大豆の表示ができる大豆はどのようなものですか。

(答)

- 1 ガイドラインでは、黒大豆、青大豆に分類される品種を例示しています。単に大豆の色が黒ずんでいる、青ずんでいる等ではなく、在来種等で黒大豆、青大豆の性質を持つものとして取り扱われていて、黒大豆、青大豆と表示することにより消費者に誤認を与えないものと判断されるものについて、表示ができます。
- 2 この場合、豆腐・納豆の製造業者等においては、大豆の出所等をきちんと確認し、表示根拠を明確にした上で適切な表示に取り組んでいただきたいと思います。